

第75回 滋賀県景観審議会 議事概要

実施概要

日時:令和5年(2023年)12月20日(水) 14:00~16:00

場所:滋賀県庁本館4階 4-A会議室

議事(1件)

- ・優良広告物認定に係る議決権限について

報告(3件)

- ・歴史的街道の景観形成への取組について
- ・滋賀の眺望景観ビューポイントの選定結果について
- ・滋賀県内の屋外広告物行政をとりまく現状について

出席者:

- 1.岡田委員(会長)、市川委員、笠原委員、土本委員、寺井委員、仁木委員、西村委員、萩原委員、山下委員、和田委員(13名中10名出席)
(欠席委員:園田委員、松井委員、山口委員)
- 2.事務局6名
- 3.傍聴者0名

議事概要

優良広告物認定に係る議決権限について

事務局	資料1を説明。
委員	許可基準に合致していなくても認定できるとなっていますが、大体のものは基準に合致しているものと予想されているのでしょうか。
事務局	具体事例が無いので何とも言えないところはあります。なんらか理由があって基準を超えるものは検討しますが、景観に悪影響があるようなものを認定するのは難しいと考えます。
委員	優良な広告物を認定しようとする所と、基準に合致しない広告物を認定するという所に齟齬があるのかなと思います。審査の段階では留意していく必要があると思います。
委員	「3年に一度、管理状況の報告を行う必要がありますが、継続の認定を受ける必要がない」点について、安全性の担保ができるのか、手続き上どのような違

	いがあるのか分かりません。点検は有資格者がきちんとできるようにした方が 良いと思います。
事務局	管理状況の報告については、今の所決まりはありませんが、継続認定に替えて 管理状況報告とすることで、手続きの手間や手数料の面でインセンティブとな るものと考えています。ただし、委員のおっしゃるとおり安全をどう担保するか という点については、検討すべき事項と考えます。
委員	認定要件の周辺景観に調和し、周辺景観を向上するものについて、周辺景観 によって認定基準は変わると思います。町のエリアによっては、立体的である とか、原色を使った少し派手なものも調和するもの、活気づけるものであれば 認定されても良いと思います。
事務局	想定として、壁面絵画も挙げさせていただいていますが、歴史的なもの等に 限定したものではありません。地域性、周辺景観を考慮したものであれば良く、 特に派手な物は駄目というものではありません。
委員	趣旨はわかりました。ただ、条文だけでは何のためにある規定が分かりませ ん。これが走り出すとなおさらだと思しますので何等か残しておいていただき たい。
委員	条文に書かれていない行間を埋める作業が必要かなと思いました。例えばワ ーキング、景観大賞での広告部門で表彰する等の啓発が必要です。
委員	行政の中で横の連携も大切と思います。
事務局	認定については町が行うものになっています。今の所、県で広報活動を行う具 体的なものはないのですが、啓発や他部局との連携についてやっていけると、 より良い景観づくりになると考えています。
委員	そもそもの話になりますが、認定要件に周辺景観に調和、周辺景観の向上と あり、広域的景観形成専門部会を差し置いて屋外広告物適正化検討専門部 会だけで審議して良いのでしょうか。
委員	問題になっているのは手続きの話だと思います。全体会だと人数も多く機動的 でないため、専門部会でやりましょうという事。屋外広告物適正化検討専門 部会で決めかねる場合には全体会に移せるとなっており問題ないでしょう。 また、屋外広告物適正化検討専門部会の委員も景観審議会の委員であり、 景観について一定審議できる方が選ばれています。
委員	認定要件が曖昧ですが、ガイドライン等は作らないのでしょうか。
委員	ガイドラインを作ると似たようなものばかりになってしまい、特色が出なくなっ てしまい、良さがなくなってしまうと思います。一方で、認定を申請する人にと っては基準がないと申請が難しいと思います。
事務局	ガイドライン作成は事例も無く難しいと考えています。また、委員のおっしゃ るような事も危惧されると思います。町からの相談には対応する必要はあります

	ので、どの様なものが良いか他府県等の事例を集める必要はあると思っています。
委員	申請者は計画段階で申請するという事でしょうか。認定まで長い場合どれくらいの期間を想定していますか。
事務局	認定までの期間については案件によるため、早いものもあれば遅いものもあるとなります。
委員	計画段階からの申請も想定されますが、基本的には既存なのではないでしょうか。
事務局	基本的には既存のものと考えています。委員のおっしゃるような新規の場合も対象としています。
委員	今話し合われた様な法律の行間を読むようなことは、あらましを読んだかぎりだとわかりませんでした。
事務局	あらましをもう少し分かりやすくできるよう検討します。
委員	既存不適格物件も対象という事ですが、基準に満たないものを素晴らしい看板だからと申請するというのは疑問に思います。
委員	町で審査するときに、他所の町と違う判断をしないか、という点が難しいように思います。
委員	それは権限委譲しているもので、違って構わない。そんなに多く認定されるものでもないでしょうから特に問題ではないとも思います。 あと、申請は申請主義で良いのかという点、これは県・町からの働きかけは必要でしょう。ガイドラインの話にしても幾つか事例が出来るのが効果的だと思うのですが、これも県・町からの働きかけが大切でしょう。ある程度、動き出すまでは仕掛けづくりは必要でしょう。
委員	それでは、本議題の議決は事務局案のとおりとさせていただきます。

【報告事項】歴史的街道の景観形成への取組について

事務局	資料2を説明。
委員	タウンミーティングの参加者はどれくらいいらっしゃいますか。
事務局	20名から40名、地元の方を対象にしています。
委員	年齢層はどうでしょうか。
事務局	年配の方が多いです。内容的に仕方ないとも思いますが、若い方も参加しやすいよう、休日開催にしています。
委員	これに限った話ではありませんが、SNSであったり、何か若い方のコミュニティに向けた発信が大切だと思います。

委員	<p>景観づくりを考えたときに、一つの建物・看板でなく面で展開していきたいところですが、中々それは難しい。こうした状況ではまず線で展開するというのは非常に良い取組と思います。そして、その線が歴史的街道というのは非常に説得力があるし、先ほどおっしゃったようなSNSの発信もし易いと思う。</p> <p>また、景観づくりというと、デザインとか理工系とかが注目されますが、歴史系も重要です。現在、「文化財保存活用地域計画」を市町で作成されていますが、今これをどんどん活用していこうというムーブメントがあります。ですので、こういった景観系のシンポジウムやタウンミーティングに文化財・教育委員会関係の職員が参加できる仕組みが必要ではないかと思います。例えば職員研修となるようなインセンティブを与える仕組みを作って、部局間の連携をとっていくと素晴らしいものになっていくのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>若い人を取り込もうとするなら、きっかけは全く違うものでも良いのです。たとえば、キッチンカー目当てに来た方にふらっと寄ってもらう、そんな仕掛けづくりがこれからは大事ななと思いました。</p>
委員	<p>大津市と草津市では東海道の統一看板を作成されています。6町は東海道ではありませんが、そのような取組をされるのも良いかと思います。</p>
委員	<p>建築士会にも歴史に長けた方がいらっしゃる。連携というところは、この報告ではあまり見えていませんが、そのようなところでも連携が出来ればよい。6町終えて、次の段階とのことですが建築士会にもお声がけいただければ。</p>
事務局	<p>東海道は統一看板などの先進的な取組を大津市と草津市でされていて、とても参考になっています。</p> <p>中山道はというと、看板も非常に少なくてどこが街道なのかも分からないという状況です。景観がどうという話より前に、中山道の場所をわかってもらう様な観光的な取組があって、さらにそれを景観も一緒に、また、色々な部局とも連携してやっていく内容であると認識しています。</p>
委員	<p>市町が景観行政団体に移行していき、景観行政団体としての県が所管する地域は6町になりました。他方で、歴史的街道など広域的に取り組むべき景観もあるという事で、景観行政団体協議会の話もありましたが、県はどのようにリーダーシップをとって行くのかというのが非常に重要になってくる。県として何が出来るから、何をしなきゃいけないというのを意識して頑張っていただければと思っています。</p>

【報告事項】滋賀の眺望景観ビューポイントの選定結果について

事務局	資料3を説明。
委員	一般の方や若い方の目に触れるように、ハッシュタグを利用した取組はされているのでしょうか。

事務局	今の所ありませんが、例えばフォトコンテストを実施する際には「#滋賀の眺望 景観ビューポイント」と投稿してもらう事を参加資格とするような事は考えています。
委員	さっきのタウンミーティングと同じく若い人を取り込むのが大切かと思う。アカウントもあるので有効に活用していただきたい。
委員	郷土を愛する県の職員が発信するのが良いと思う。他県ですが、私の友人にもそのような人がいる。インフルエンサーに見つけてもらうのを待つのではなく、横のつながりを使って、まずは職員自ら発信するのが良いと思う。
委員	県ホームページ上での3番のメタセコイア並木の紹介文は修正した方が良くと思う。「冬のソナタ」とあるが若い人は分からない。
事務局	現在、パンフレット作成の際に写真、紹介文を各市と調整しながら修正しています。パンフレットの文章が修正出来次第、ホームページも修正します。

【報告事項】滋賀県内の屋外広告物行政をとりまく現状について

事務局	資料4を説明。
委員	全体的にポジティブな意見ですが、何か課題みたいなものを市町の声としては上がってきていますか。
事務局	管理者要件を県内に住所を有することとした件について問い合わせがありますが、6町では日常管理と有資格者による点検とを分けたという事でご理解いただいているところです。各市においては、理解できるが採用するのは難しいとの声もあります。
委員	3ページの表の下から二つ目、これ凄く良いと思っています。景観シミュレーション画像をデータとしてストックし、データベースとして運用できるのではないかと予感しました。こういったものは、一つの市町に留まらず全県的に共有してもらっても良いと思います。 また、景観計画をブラッシュアップする際の一つの根拠になるかもしれません。

以上